

役員等報酬規程

社会福祉法人むさし福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むさし福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成26年度より適用する

役員報酬

別表1 (日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	円
評議員会出席報酬	10,000円	円
苦情対応第三者委員	10,000円	円

別表2 (日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000	円
理事及び評議員業務報酬等	10,000	円
監事監査指導報酬等	18,000	円
苦情対応第三者委員	10,000	円

別表3 (日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000	15,000	実費